

駐車監視員活動ガイドライン

【練馬 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

なお、指定から外した路線等については、末尾に記載してあります。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道8号	目白通り	貫井4-47先	豊玉北1-6先	8-20	
2	都道439号	千川通り	旭丘1-1先	豊玉北6-14先	8-20	日曜・休日・1/1~1/3を除く
			豊玉北6-18先	中村北4-24先	9-19	
3	主要地方道318号	環状七号線	豊玉南3-6先	小竹町2-71先武蔵野病院前交差点	8-20	
4	主要地方道311号	環状八号線	貫井5-27先	平和台2-28先	8-20	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道427号	中杉通り	中村南3-20先こぶし園入口交差点	貫井2-27先貫井2丁目交差点	9-20	
2	都道133号	—	中村北3-11先中村橋駅前東交差点	貫井2-4先貫井2丁目東交差点	9-20	平成20年10月開通以降
3	区道	豊中通り	豊玉中4-2先豊玉小学校前交差点	豊玉中2-10先豊玉中2丁目第2交差点	9-20	
4	区道	桜台通り	桜台3-45先正久保橋交差点	豊玉中2-10先豊玉中2丁目第2交差点	9-20	
5	区道	江古田通り	豊玉上1-8先江古田駅南口交差点	豊玉北1-6先江原町2丁目交差点	9-20	
6	都道	正久保通り	早宮2-17先平和台駅前交差点	桜台3-45先正久保橋交差点	9-20	
7	都道	庚申通り	豊玉北5-1先練馬消防署前交差点	豊玉南3-7先	9-20	
8	区道	豊島園通り	練馬3-1先豊島園通り入口交差点	春日町4-37先練馬高校入口交差点	9-20	
9	都道172号	—	春日町6-16先	早宮4-37先	9-20	
10	都道441号	要町通り	小竹町2-35先	小竹向原駅前交差点	9-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	練馬駅周辺	8-20	
2	中村橋駅周辺	9-19	

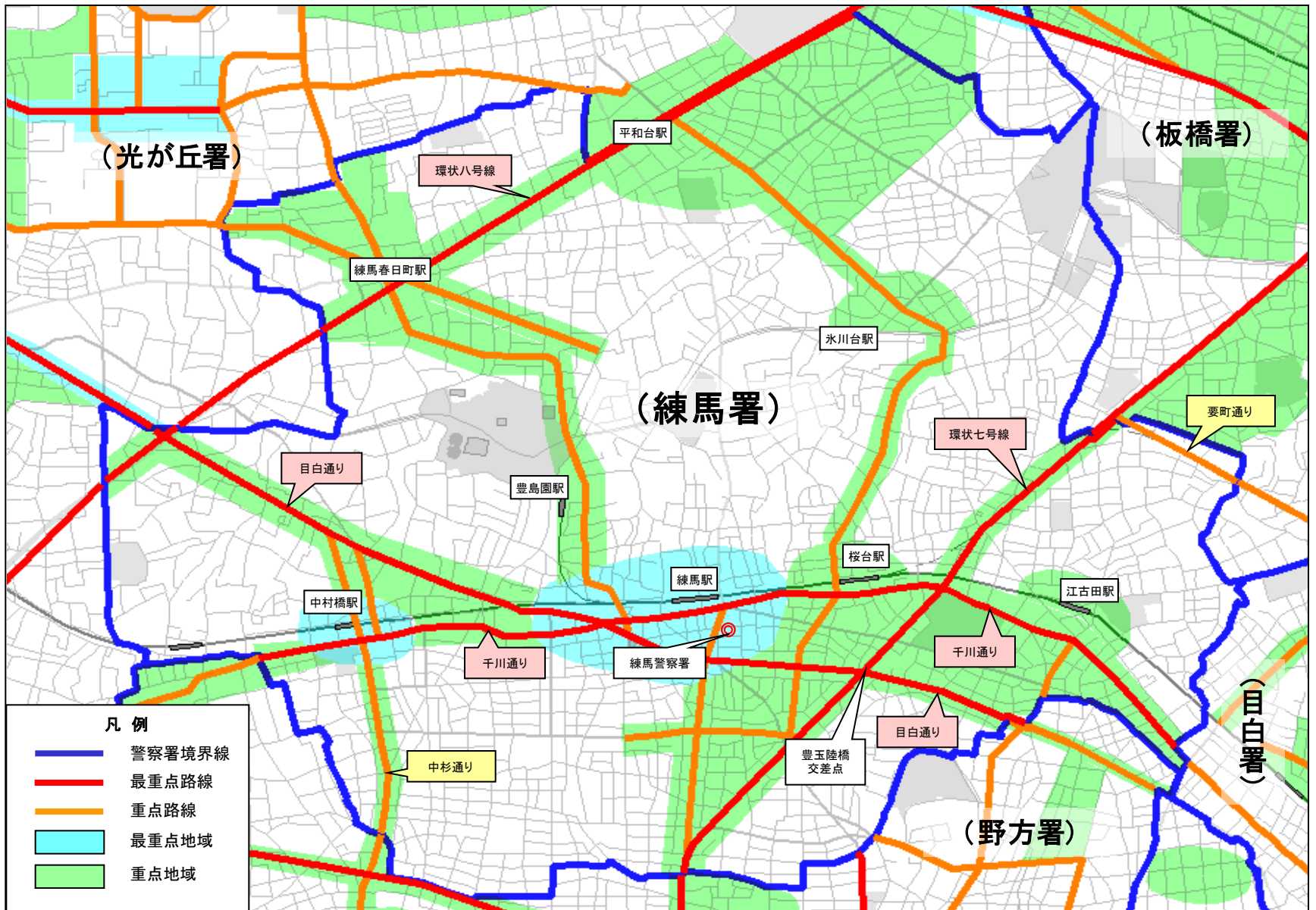
◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	練馬春日町駅周辺	9-20	
2	平和台駅周辺	9-20	
3	氷川台駅周辺	9-20	
4	桜台駅・江古田駅周辺	9-20	
5	各重点路線(NO1~9)周辺	9-20	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	西武線江古田駅、桜台駅、練馬駅、中村橋駅周辺	9-20	自転車等放置防止条例地区
2	地下鉄氷川台駅、平和台駅周辺	9-20	自転車等放置防止条例地区

練馬警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。